

各位

会社名 株式会社メタプラネット
 代表者名 代表執行役CEO サイモン・ゲロヴィッチ
 (スタンダードコード: 3350)
 問合せ先 IR部長 中川美貴
 電話番号 03-6772-3696

第三者割当による第27回新株予約権（行使価額修正条項、mNAV条項、下限行使価額修正条項及び行使停止条項付）の発行に係る払込完了に関するお知らせ

当社は、2026年3月16日開催の当社取締役会において決議しました、EVO FUND（ケイマン諸島、代表者：マイケル・ラーチ、リチャード・チゾム）（以下「割当先」といいます。）を割当先とする第三者割当による第27回新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）の発行に関して、この度、2026年4月1日に発行価額の総額（20,000,000円）の払込みが完了したことを確認いたしましたので、お知らせいたします。

なお、本新株予約権の発行に関する詳細につきましては、2026年3月16日公表の「第三者割当による第27回新株予約権（行使価額修正条項、mNAV条項、下限行使価額修正条項及び行使停止条項付）の発行及び新株予約権の買取契約の締結に関するお知らせ」をご参照ください。

<本新株予約権発行の概要>

(1) 割当日	2026年4月1日
(2) 発行新株予約権数	1,000,000個（新株予約権1個につき普通株式100株）
(3) 発行価額	総額20,000,000円（新株予約権1個当たり20円）
(4) 当該発行による潜在株式数	普通株式100,000,000株（新株予約権1個につき100株） 上限行使価額はありません。 下限行使価額は当初298円（但し、下限行使価額は、下記「(6)行使価額及び行使価額の修正条件」に記載のとおり修正される場合があります。）ですが、下限行使価額においても、潜在株式数は100,000,000株であります。
(5) 調達資金の額	37,135,880,000円（注）
(6) 行使価額及び行使価額の修正条件	当初行使価額は373円とします。 本新株予約権の行使価額は、2026年4月17日に初回の修正がされ、以後1取引日（株式会社東京証券取引所（以下「取引所」といいます。）において売買立会が行われる日をいいます。以下同じ。）が経過する毎に修正されます（以下、かかる修正が行われる日を、個別に又は総称して「修正日」といいます。）。かかる修正条項に基づき行使価額が修正される場合、行使価額は、修正日に、当該修正日の直前取引日において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の終値（但し、当該金額が下限行使価額を下回る場合は下限行使価額とします。）に修正されます。但し、当該修正日の直前取引日において終値が存在しなかった場合には、行使価額の修正は行いません。 当社は、2026年4月17日以降、当社取締役会の決議（以下、かかる決議を「下限行使価額修正決議」といいます。）により、任意の金額に下限行使価額の修正を行うことができます。但し、修正後の下限行使価額は187円（本新株予約権の発行要項第11項の規定を準用して調整されます。）を下回ることはできないものとします。下限行使価額修正決議が

	<p>なされた場合、修正後の下限行使価額は、下限行使価額修正決議がなされた日の3取引日後（当日を含みます。）の日以降適用されます。</p> <p>上記にかかわらず、直前になされた下限行使価額修正決議の日から1ヶ月を経過していない場合、当社は、下限行使価額の修正を行うことができません。なお、修正日の直前取引日において本新株予約権の発行要項第11項の規定に基づく調整の原因となる事由が発生した場合には、当該修正日の直前取引日において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の終値は当該事由を勘案して合理的に調整されます。但し、当社普通株式に係る株主確定日等の直前取引日（当日を含みます。）から当該株主確定日等（当日を含みます。）までの、株式会社証券保管振替機構の手続上の理由により本新株予約権の行使ができない期間（以下「株主確定期間」といいます。但し、株式会社証券保管振替機構が当該期間を変更した場合は、変更後の期間とします。）及び当該株主確定期間の末日の翌取引日においては、行使価額の修正は行わないものとし、その場合、次に行使価額の修正が行われるのは当該株主確定期間の末日の2取引日後（当日を含みます。）の日とし、当該日以降、1取引日を経過する毎に、本新株予約権の発行要項第10項第(1)号に準じて行使価額は修正されます。</p>
(7) 募集又は割当て方法 (割当先)	<p>第三者割当の方法により、全ての本新株予約権を割当先に割り当てます。</p>
(8) 権利行使期間	<p>本新株予約権の行使期間は2026年4月16日から2028年4月17日までです。</p>
(9) その他	<p>当社は、2026年3月16日付で、割当先との間で、割当先が本新株予約権を譲渡する場合には当社取締役会による承認を要すること等を規定する本新株予約権の買取契約を締結しております。</p>

(注) 調達資金の額は、本新株予約権の払込金額の総額に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額を合算した額から、発行諸費用の概算額を差し引いた金額です。なお、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当初行使価額で全ての本新株予約権が行使されたと仮定された場合の金額であり、行使価額が修正又は調整された場合並びに当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、調達資金の額は増加又は減少する可能性があります。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合には、調達資金の額は変動します。

以 上